

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務仕様書

1 名 称

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（平成29年度）

3 業務内容（基本業務）

- ① インターネット上でのポータルサイト（「ふるぽ」：株式会社 JTB 西日本）及び宮古島市ふるさと納税特設サイトの管理・運営に関する業務
- ② 寄附者に提供する返礼品の取り扱い（募集等）、発注及び配送に関する業務
- ③ 寄附者等からの問い合わせ、苦情対応に関する業務
- ④ 寄附者の利便性向上に関する業務
- ⑤ 寄附金受領証明書発行業務
- ⑥ 本市の PR に関する業務
- ⑦ 前各号の他、本業務が円滑かつ効果的に運用されるための業務

4 業務の仕様

(1) ポータルサイト（「ふるぽ」：株式会社 JTB 西日本）及び宮古島市ふるさと納税特設サイトの機能に関すること

ア 寄附金の使途及び寄附金額に応じた返礼品の指定受付ができること

イ 返礼品取扱事業者の在庫状況に応じてポータルサイトの更新（表示切替）ができること

ウ 本市からの要請に応じてポータルサイトおよびふるさと納税特設サイトの修正・更新が随時可能であること

(2) 返礼品の取り扱いに関すること

ア 本市の特産品を幅広く取り扱うこと

イ 本市の PR に繋がる魅力ある返礼品を企画造成すること

※本市と事前に調整のうえ、取扱事業者との交渉も行うこと

ウ 返礼品の決定にあたっては、事前に本市の承諾を受けること

エ 本市が指定する返礼品については、受託者は取り扱いを拒否できないものとする

(3) 返礼品の発注及び配送に関すること

ア 寄附者への返礼品の集荷・発送については、受託者または返礼品取扱業者が行うものと

する。

- イ 寄附者への返礼品の発送は、受注後速やかに行うものとし、特別の事情により納品が寄附金収納後1ヵ月以上を経過する場合は、その理由を付し、寄附者及び本市に通知すること
- ウ 毎月末日における返礼品の発注状況を集計のうえ、翌月10日までに本市に実績報告を行うこと
- エ 特産物の詰め合わせ商品等、返礼品の個別発送が困難なものがある場合は、必要に応じ各返礼品の取り寄せ、梱包及び発送作業の代行を行うこと
- オ 寄附者進呈用のカタログについては、本市と協議のうえ作成し本市にも紙ベースおよび電子データを提供すること

(4) 寄附金受領証明書発行に関すること

- ア 寄附者情報の管理を行い、寄附金受領証明書を発行し、発行実績を毎月本市へ報告すること

(5) 寄附者等からの問い合わせ等に関すること

- ア 寄附者等からの本業務に関連する問い合わせや苦情等に対しては、誠実に対応するものとし、重要事項である場合は、遅滞なく本市へ対応経過を報告すること

(6) 情報発信・PRに関すること

- ア 寄附者・寄附金の拡大及び特産品のPRを図るため、積極的に情報発信を行うこと
- イ その他、本業務の成果を上げるため、随時必要な企画提案を行うこと

(7) 情報管理に関すること

- ア 本業務の履行にあたっては、個人情報等の保護、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと
- イ 本業務に関する一連の情報及び資料等については、電磁的記録及び書面により5年間保存すること

(8) 委託料に関すること

委託料は歳入見込額70,000,000円を想定し算出するものとし、経費に係る見積書については次の内容で作成すること。ただし、返礼品(送料込)に係る経費は歳入見込額の40%以内(税込み)とする。

- ア 直接人件費
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 補助人件費
- カ 借料
- キ 通信運搬費
- ク 一般管理費（(直接人件費＋直接経費－再委託費) ×10%以内)
- ケ 消費税

(9) 委託料等の請求・支払いに関すること

受託者は、当該報告月分に係る委託料の請求について、本市に請求書を送付し、本市は請求書の受理後、原則30日以内に当該請求に基づく委託料を受託者に支払うものとする。

5 報告及び検査

本市は必要があると認めるときは、委託者に対して業務の履行状況、その他必要な事項について調査及び報告を求めることができる。また、必要に応じ、帳簿類その他の関係資料の検査を行うことができる。

6 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

但し、本業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面で本市の承諾を得たときはこの限りではない。

7 その他

本仕様書に明記していない事項であっても、業務遂行上当然に必要と認められる事項は、受託者の責任において実施するものとする。

その他、定めのない事項については、受託者との協議により決定する。

8 協議

この仕様書について、質疑が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度本市と協議すること。